**公益信託能登町エンデバーファンド21第十四期決算公告**

一、事業概要
　平成二十一年度は、「バイオエコ燃料能登」他計四グループに対し、計四百四十五万円の助成金を交付した。
二、財産目録（平成二十二年三月三十一日現在）
資産の部　四九、八六七、九九〇円
負債の部　〇円
正味信託財産　四九、八六七、九九〇円
　平成二十二年六月十六日
　東京都中央区京橋三丁目八番一号
　公益信託能登町エンデバーファンド21
　受託者　株式会社しんきん信託銀行

**配当公告**

　東京都青梅市今井三丁目九番一八号
　破産者　エス・イー・エス株式会社
　右の者に対する東京地方裁判所平成二十一年（フ）第七九〇二号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。
一、配当に加えるべき債権の総額
　金九、四五〇、六七八、三五七円
一、配当することのできる金額
　金二、二七一、〇六二、五五八円
　平成二十二年六月十六日
　東京都中央区八重洲二丁目八番七号福岡ビル九階
　破産管財人　井窪　保彦

**配当公告**

　長野県下伊那郡喬木村阿島六六―五、開始決定時の住所長野県松本市大字笹賀五二三〇番地
　破産者　内川　光雄
　右の者に対する長野地方裁判所松本支部平成二十一年（フ）第二一七号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。
一、配当に加えるべき債権の総額
　金四二〇、一四九、四〇〇円
一、配当することのできる金額
　金二八、三七二、四三四円
　平成二十二年六月十六日
　長野県松本市北深志二丁目三番五号
　破産管財人　髙野尾三穂

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

　本籍北海道苫小牧市美原町三丁目七番、最後の住所北海道苫小牧市美原町三丁目七番二二号
　被相続人　亡　若松　義則
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
　右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十二年六月十六日
　北海道苫小牧市表町二丁目一番七号王子不動産第一ビル四階
　相続財産管理人弁護士　大谷　和広

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

　本籍埼玉県新座市東三丁目二〇番、最後の住所埼玉県志木市幸町三丁目一九番二三―三〇二号
　被相続人　亡　中村　光男
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
　右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十二年六月十六日
　事務所　埼玉県川口市本町四丁目一番八号
　川口センタービル四階　多田竜一法律事務所　相続財産管理人　弁護士　多田　竜一

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

　本籍鹿児島県大島郡伊仙町大字検福四四二番地、最後の住所千葉県富里市七栄六五〇番地五二八
　被相続人　亡　名古　憲三
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
　右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十二年六月十六日
　事務所千葉市中央区中央三丁目一八番三号
　千葉中央ビル六階きさらぎ法律事務所
　相続財産管理人　弁護士　中村　礼奈

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

　本籍千葉市稲毛区小仲台三丁目一七四〇番地の八、最後の住所千葉市若葉区みつわ台二丁目四番二〇―二〇八号
　被相続人　亡　伊藤　弘
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
　右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十二年六月十六日
　事務所千葉市中央区中央三丁目一八番三号
　千葉中央ビル六階きさらぎ法律事務所
　相続財産管理人　弁護士　中村　礼奈

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

　本籍東京都港区芝二丁目六一番地、最後の住所横浜市緑区鴨居五丁目二六番五―三〇九号
　被相続人　亡　指田　勇三
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
　右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十二年六月十六日
　横浜市中区相生町一―一五第二東商ビル五階
　相続財産管理人　弁護士　福田　盛行

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

　本籍富山県氷見市堀田一五一七番地、最後の住所富山県射水市戸破四一二五番地ステップハウス
　被相続人　亡　嶋　義博
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
　右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十二年六月十六日
　富山県高岡市中川本町一〇番一号
　相続財産管理人　司法書士　松原　武

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

　本籍京都市上京区下立売通七本松西入西東町三七一番地、最後の住所本籍地に同じ
　被相続人　亡　真継　代丞
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
　右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十二年六月十六日
　京都府木津川市木津川台三丁目二一番地四
　相続財産管理人　藤原　八郎

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

　本籍兵庫県三木市府内町四五七番地二、最後の住所兵庫県三木市別所町小林七三四番地の九六
　被相続人　亡　仲上　哲也
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
　右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十二年六月十六日
　神戸市中央区中町通二丁目三番二号神戸駅前ツインビル六階みなと法律事務所
　相続財産管理人　弁護士　明石　葉子

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

　本籍岡山市森下町七六番地、最後の住所岡山市古京町二丁目三番一三号
　被相続人　亡　佐々木光代
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
　右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十二年六月十六日
　事務所岡山市中区清水二丁目五番二二号
　相続財産管理人　大瀧　昇

**任意清算公告**

　当社は、平成十九年七月三十一日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき、解散後に総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
　平成二十二年六月十六日
　東京都板橋区加賀二丁目三番一号―三一六
　合資会社ミートルック
　代表社員　赤松　励

## 第７期決算公告

平成22年6月16日　東京都港区芝浦三丁目4番1号
**エヌ・ティ・ティジーピー・エコ株式会社**
代表取締役社長　辻　和勝

**貸借対照表の要旨**　（平成22年3月31日現在）　（単位：千円）

| 資産の部 | | 負債及び純資産の部 | |
|---|---|---|---|
| 流動資産 | 537,002 | 流動負債 | 402,990 |
| 固定資産 | 93,096 | 固定負債 | 13,263 |
| 有形固定資産 | 32,025 | 退職給付引当金 | 2,904 |
| 無形固定資産 | 11,484 | 役員退職慰労引当金 | 3,124 |
| 投資その他の資産 | 49,587 | その他固定負債 | 7,234 |
| | | 株主資本 | 213,844 |
| | | 資本金 | 100,000 |
| | | 資本剰余金 | 100,000 |
| | | 資本準備金 | 100,000 |
| | | 利益剰余金 | 13,844 |
| | | その他利益剰余金 | 13,844 |
| | | （うち当期純損失） | (26,438) |
| 資産合計 | 630,099 | 負債・純資産合計 | 630,099 |